

2010年(平成22年)11月30日 火曜日(第3種郵便物認可)

Q 雑誌に載っていた写真(スポーツをしている少年)をホームページに掲載したところ、著作者から使用の差し止めと損害賠償請求をされました。著作権とはどういうものですか。損害金を支払わないといけないのですか。

著作権って何?



写真など多くのものに公表するか、公表する認められます。
著作権には著作したるかを選択する権利、
人の人格的权益を保護する権利、
著作物を勝手に改変さ
れる著作人格権と、財
産的利益を保護する著
ます。

A 著作権とは思想
・感情を創作的に表現
したもの(著作物)に著作人格権は著作者だ
に対する権利です。小説
詩歌、楽曲、歌詞、踊
りの振り付け、設計図、
身専属権)。著作物を
する権利、公衆に送信

侵害すれば賠償請求も

したり、放送する権利、複製物を頒布する権利などがあります。なお、証困難な場合が多いの家庭など限られた範囲内での私的使用や引用して使用する場合には、著作者の承諾がなくても使用可能でなくとも使用可能です。

著作権侵害があると、著作者は差し止め請求、損害賠償請求ができる。お尋ねのケースは、当該写真が著作物と認められる可能性が高い。ホーメページに掲載することは「公衆にします」。

ますので、著作権侵害になります。損害は立てどおり、請求を容易にしています。

本件では特に損害の立証をしなくても、著作権行使につき通常受けるべき金額(著作権法114条3項)を損害として請求できます。この金額は権利者が通常用いるライセンス料の算定法や、同業他社の基準などにより判断されることになります。

(弁護士 松田健太郎)